

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 12 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和 8 年 2 月 1 2 日専決

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

1 損害賠償の額 7 8 , 4 0 8 円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和 7 年 1 1 月 2 6 日午後 3 時 3 0 分頃、亀岡市大井町土田大嶋 6 番地先の市道中条大井垣内土田線を自家用車で走行中、路肩から飛び出ている H 形鋼に接触し、自家用車の左前輪ホイール及び左前後輪のタイヤが損傷した。